「ふじみ野市　市有施設の木造化・木質化に関する方針」の運用

１　大規模施設の木造化【方針第４】

３階以上又は３，０００㎡を超える大規模な施設等であっても、シンボル性が高いものや多くの市民の利用が見込まれる施設などについては、建築基準法による耐火性能検証法の適用などにより、木造化することを検討する。

２　混構造による木造化【方針第４】

木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討する。

３　木造化が困難な施設【方針第４・(３)】

木造化することが困難な理由とは、次の場合等をいう。

ア　施設の構造等により木造化に著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合。

イ　増築及び一部改築において既存の施設との機能上、景観上の一体性や調和の観点等から、木造化が適当でない場合。

４　特に木質化を推進する施設【方針第４・２】

次の施設及び施設の部分については、特に木質化を進める。

ア　学校、福祉施設、医療施設など子どもや高齢者が多く使用するもの。

イ　多くの市民の利用が見込まれ、ＰＲ効果、展示効果が高いもの。

５　県産木材の使用【方針第４・３】

使用する木材の規格などにより、「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材の使用が困難な場合にも、県内の森林から産出されたことが確認できる木材を使用する。

６　木材利用の留意点等【方針第４】

（１）木目や色による視覚効果や肌触り、調湿機能などの木材の良さを活かすため、これらに適した塗料を用いるなどの工夫を行う。

（２）シックハウスを防止するため、法令や関係基準法等に適合することはもとより、建材、塗料、接着剤の使用や換気設備などに十分に配慮する。

（３）柱や梁などの構造材に太い木材を用いて、建築物の強度を高めるとともに視覚的効果により木材使用の展示効果、ＰＲ効果を高める。

（４）木材の持つ吸湿性や断熱性を活かすために、床板や壁板に厚みのあるムク材を使用する。

（５）木材の再資源化を進めるために、再資源化の妨げとなる塗料や接着剤、防腐剤、防蟻材の使用は控えるとともに、下地材など再資源化材が使用可能な部位については、積極的に再生ボード等の再資源化材を活用する。

７　市有施設の備品及び消耗品【方針第５】

（１）職員が使用する机、椅子等、一括購入する特定備品については、現時点では調達が困難なため、本方針を適用しない。

（２）備品及び消耗品について、間伐材等（間伐材、小径材など）を用いた木製品の調達が可能な場合には、その使用に努める。

８　コスト縮減への留意【方針第 11】

（１）コスト縮減については、施設の整備費とともに、耐用期間や維持管理費なども含めたライフサイクルコストについても留意する。

（２）木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入にあたっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃料灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても留意する。

９　方針の運用

方針の運用に必要な調整及び進行管理は、関係課と連携し建築課において行う。